

～特定外来生物規制法が施行される～

平成17年6月1日より「特定外来生物規制法」が施行された。この規制法は日本の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来生物の輸入や飼育、移動等に対しての基準を定めたもので、対象生物は合計37種の外国産動植物。哺乳類のタイワンザル、アライグマ等11種、鳥類のソウシチョウ等4種、両生・爬虫類のカミツキガメ等7種。昆虫ではアルゼンチンアリ等3種。無背推動物のゴケグモ属等10種。魚類ではオオグチバス等4種が対象で、植物ではナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、ブラジルチドメグサの3種があげられている。ブラジルチドメグサは現在のところ熊本での繁殖例がある程度なので、広がりつつあるナガエツルノゲイトウとミズヒマワリについて紹介する。これらは海外からの持込み、栽培、移動が厳しく規制されているので取り扱いには充分注意されたい。

●ナガエツルノゲイトウ〔ヒユ科〕

Alternanthera philoxeroides Griseb.

中央・南アメリカ原産で1年生または多年生草本。湿地、水路や川岸。池や沼の岸部に生育し、しばしば群生する。中国の南部では水田の一般的な雑草となっている。種子とほふく茎で繁殖する。茎は中空で横に這ったり斜上し、よく分岐して茎の節から根をおろし、長さ1m前後になる。葉は無柄だがときに短い柄があり、対生。楕円形で長さ2～5cm。縁に細かい鋸歯がある。夏～秋に葉腋に短い柄のある直径約1.5cmの球形の花穂を出し、白色の花をつける。日本では現在本州中部から沖縄にかけて広がっている。別名、ミズツルノゲイトウ。

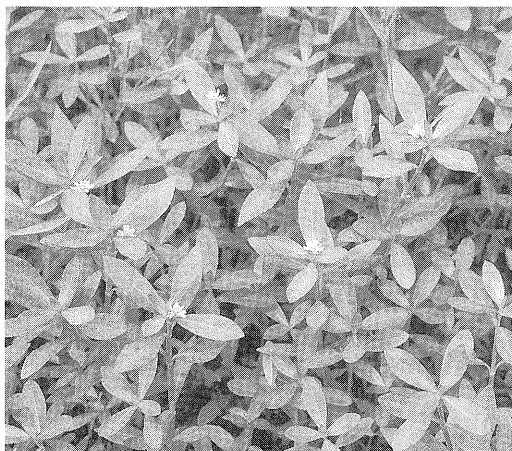


▲ミズヒマワリ

●ミズヒマワリ〔キク科〕

Gymnocoronis spilanthoides DC.

中央・南アメリカ原産で多年生草本。水路や川の岸部などに生育し、茎は分岐して直立し高さ1～1.5mに達する。葉は柄があって対生し、長さ20cm前後。先は尖り、縁に鋸歯があって両面無毛でやや厚みがある。夏に茎先に直径1cmほどの球状の花穂をつける。花は白色で多数の小花が集まっている。日本では現在関東、東海、近畿等に広がっている。熱帯魚の輸入に伴って入ったと言われ、切れた茎の節から根を出し、短期間に成長する性質がある。



▲ナガエツルノゲイトウ

(廣田伸七)